平成２１年（フ）第９４６０号
大阪市東成区玉津２丁目12番13号　グレースハイツ西野302号
債務者　大塔　春毅
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５号
大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15―711号
債務者　福永　祐介
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９１号
大阪市港区波除５丁目１番24号
債務者　岩越　義博
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６４号
大阪府豊能郡豊能町ときわ台６丁目10番地の１
債務者　曽我部純雄
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８号
大阪府高槻市北園町16番19号
債務者　吉見　晋次
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２９号
大阪市中央区上本町西２丁目６番14号　ヴェルビューレⅡ503号
債務者　小林　　猛
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５５号
大阪市生野区中川３丁目３番11―410号
債務者　石田　修史
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２号
大阪府枚方市桜町13番８―13号、前住所大阪府枚方市渚元町３番22号
債務者　藤本千代子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７９号
大阪府東大阪市宝持２丁目２番10号　ＨＹ宝持マンション313号、前住所大阪市生野区中川３丁目３番11―611号
債務者　森下　　理
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４号
岡山県倉敷市連島中央２丁目８番４号大熊コーポ２―３
債務者　橘　　孝幸
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３６７４号
札幌市中央区南９条西16丁目３番22号　ダイアパレス旭山公園通り102号
債務者　内山　和子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５７号
札幌市東区北26条東22丁目５番５号　シティハウス103号
債務者　竹内ちか子（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０号
札幌市中央区北13条西16丁目２番１号　コーポ加藤
債務者　新堂　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３号
札幌市豊平区豊平３条２丁目２番１―207号
債務者　下山舞由加
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９号
札幌市西区二十四軒１条５丁目３番14号　ハマナスハイツ102号
債務者　伊藤ミドリ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部